

旭川医科大学職員の財形貯蓄等関係事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年8月8日学長裁定)

旭川医科大学職員の財形貯蓄等関係事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学職員の財形貯蓄等関係事務取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略)	(略)
(幹事金融機関等の選定及び協力)	(幹事金融機関等の選定及び協力)
第5 財形貯蓄等に関する事務を円滑に行うため、原則として、業態ごとに各金融機関等と人事課との連絡調整を行う金融機関等（以下「幹事金融機関等」という。）を各1社選定する。	第5 財形貯蓄等に関する事務を円滑に行うため、原則として、業態ごとに各金融機関等と人事課との連絡調整を行う金融機関等（以下「幹事金融機関等」という。）を各1社選定する。
2 幹事金融機関等は、次に掲げる事務に関し協力するものとする。	2 幹事金融機関等は、次に掲げる事務に関し協力するものとする。
(1) 財形貯蓄等の申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書並びに財産形成非課税年金貯蓄申込書及び財産形成非課税年金貯蓄申告書を職員が財形貯蓄等の契約を希望する財形貯蓄等取扱機関へ送付すること。	(1) 財形貯蓄等の申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書並びに財産形成非課税年金貯蓄申込書及び財産形成非課税年金貯蓄申告書を職員が財形貯蓄等の契約を希望する財形貯蓄等取扱機関へ送付すること。
(2) 職員が財形貯蓄等の契約を締結した財形貯蓄等取扱機関が作成した契約者（財形貯蓄等を行っている職員をいう。以下同じ。）ごとに交付する財形貯蓄等の契約の証を人事課へ送付すること。	(2) 職員が財形貯蓄等の契約を締結した財形貯蓄等取扱機関が作成した契約者（財形貯蓄等を行っている職員をいう。以下同じ。）ごとに交付する財形貯蓄等の契約の証を人事課へ送付すること。
(3) 財形貯蓄等に係る給与からの控除預入等を行うための明細書（以下「控除額明細書」という。）について、人事課と財形貯蓄等取扱機関との相互間における送付の取次ぎを行うこと。	(3) 財形貯蓄等に係る給与からの控除預入等を行うための明細書（以下「控除額明細書」という。）について、人事課と財形貯蓄等取扱機関との相互間における送付の取次ぎを行うこと。
(4) <u>財務課</u> から預入等の総額を受け取り、速やかに財形貯蓄等取扱機関へ振り込むこと。	(4) <u>会計課</u> から預入等の総額を受け取り、速やかに財形貯蓄等取扱機関へ振り込むこと。
(5) 財形貯蓄等取扱機関が作成する預貯金等の残高報告書を取り	(5) 財形貯蓄等取扱機関が作成する預貯金等の残高報告書を取り

まとめて、人事課へ提出すること。

- (6) 第11ただし書の規定に基づき職員用の残高報告書を配付すること。
- (7) その他必要な書類の送付、連絡事項等の伝達を行うこと。
(預貯金等の預入等)

第6 人事課は、控除額明細書を作成し、預入等を行う日の10日前までに財務課へ送付するものとする。

- 2 人事課は、前項の控除額明細書を送付後に変更が生じた場合は、速やかに控除額明細書を変更するものとする。
- 3 人事課は、控除額明細書を預入等を行う日の5営業日前までに、幹事金融機関等を経て財形貯蓄等取扱機関へ送付するものとする。
- 4 人事課は、控除額明細書に基づいて財形貯蓄等の契約を締結している職員の給与から預入等の相当額を控除し、これを財務課に報告する。財務課は、当該報告に基づき、これを幹事金融機関等に支払い、幹事金融機関等は財形貯蓄等取扱機関へ払い込むものとする。

附 則

この要項は、令和7年8月8日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

別紙様式1（第3関係）

(略)

【改正理由】

令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

まとめて、人事課へ提出すること。

- (6) 第11ただし書の規定に基づき職員用の残高報告書を配付すること。
- (7) その他必要な書類の送付、連絡事項等の伝達を行うこと。
(預貯金等の預入等)

第6 人事課は、控除額明細書を作成し、預入等を行う日の10日前までに会計課へ送付するものとする。

- 2 人事課は、前項の控除額明細書を送付後に変更が生じた場合は、速やかに控除額明細書を変更するものとする。
- 3 人事課は、控除額明細書を預入等を行う日の5営業日前までに、幹事金融機関等を経て財形貯蓄等取扱機関へ送付するものとする。
- 4 人事課は、控除額明細書に基づいて財形貯蓄等の契約を締結している職員の給与から預入等の相当額を控除し、これを会計課に報告する。会計課は、当該報告に基づき、これを幹事金融機関等に支払い、幹事金融機関等は財形貯蓄等取扱機関へ払い込むものとする。

別紙様式1（第3関係）

(略)

(新)

別紙様式1(第3関係)

財産形成貯蓄等天引預入依頼書

平成 年 月 日

財務課長

殿

所属部局

職 名

氏 名

印

私は、財産形成貯蓄等の契約に関する申込みをしましたので、契約が締結された後は、
下記により給与から天引して預入くださいますよう依頼いたします。

記

- | | | |
|---|------------------------|-----------------|
| 1 | 天引預入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 2 | 預入時期及び金額 | 俸給支給日 円 |
| | | 期末勤勉手当支給日 円 |
| 3 | 財形貯蓄等取扱機関名 | |
| 4 | 預貯金等の種類 | |
| 5 | 財産形成非課税年金貯蓄申込書記載の最高限度額 | 円 |
| 6 | 財産形成非課税住宅貯蓄申込書記載の最高限度額 | 円 |

(旧)

別紙様式1(第3関係)

財産形成貯蓄等天引預入依頼書

平成 年 月 日

会計課長

殿

所属部局

職 名

氏 名

印

私は、財産形成貯蓄等の契約に関する申込みをしましたので、契約が締結された後は、
下記により給与から天引して預入くださいますよう依頼いたします。

記

- | | | |
|---|------------------------|------------------------|
| 1 | 天引預入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 2 | 預入時期及び金額 | 俸給支給日 円
期末勤勉手当支給日 円 |
| 3 | 財形貯蓄等取扱機関名 | |
| 4 | 預貯金等の種類 | |
| 5 | 財産形成非課税年金貯蓄申込書記載の最高限度額 | 円 |
| 6 | 財産形成非課税住宅貯蓄申込書記載の最高限度額 | 円 |